

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成23年3月31日京都市条例第92号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 出産育児一時金の特例措置の恒久化

出産育児一時金について、被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに限り、通常の出産育児一時金の額に40,000円を上乗せして支給することとしている特例措置を恒久化します。

2 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の上限額の改定

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり、保険料の賦課額のうち、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の上限額を改定します。

区 分	改 正 前	改 正 後
基 礎 賦 課 額	500,000円	510,000円
後期高齢者支援金等賦課額	130,000円	140,000円
介 護 納 付 金 賦 課 額	100,000円	120,000円

3 被保険者証の交付に関する特例の廃止

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第35号。以下「改正法」という。）による改正前の国民健康保険法第117条の規定に基づき、本市内に住所を有するに至ったことにより、被保険者の資格を取得した者について、被保険者証の交付の求めがあった場合においては、その求めがあった日から起算して3月を経過するまでの間において、当該被保険者証を交付することとする被保険者証の交付に関する特例を定めているところ、改正法の施行により同条の規定が削除されたことに伴い、当該特例を廃止します。

4 その他必要な規定の整備を行います。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 92 号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

目次中「・第22条」を削り、「第23条～第26条」を「第22条～第25条」に改める。

第7条第1項第1号中「350,000円」を「390,000円」に改め、同項第2号中「380,000円」を「420,000円」に改める。

第10条の2第2号中「法第72条の4第1項の規定による繰入金」を削り、「第72条の5」を「第72条の4」に改める。

第11条ただし書中「500,000円」を「510,000円」に改める。

第12条第1項第7号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第8号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第14条の3ただし書中「130,000円」を「140,000円」に改める。

第14条の9ただし書中「100,000円」を「120,000円」に改める。

第17条第2項及び第4項中「第11号」を「第8号」に改める。

第21条を削り、第5章中第22条を第21条とし、第6章中第23条を第22条とし、第24条から第26条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第7項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例第11条、第14条の3及び第14条の9の規定は、平成23年度分の保険料から適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)